

【ロシア】 サケ・マス流し網漁を禁止する法律

海外立法情報課 小泉 悠

* 水産資源保護法の改正により、ロシアの内水、領海、排他的経済水域におけるあらゆる流し網漁が 2016 年 1 月から禁止される。ロシア側は水産資源保護を強調するが、日本の漁業には大きな影響が出ると予想される。

1 法律の概要

2015 年 6 月 29 日、ロシアのプーチン大統領は、連邦法第 208 号「連邦法「漁業及び水産資源の保護について」の改正について」（以下「流し網漁禁止法」という。）（注 1）に署名した。同法は 2004 年 12 月 20 日の連邦法第 166 号「漁業及び水産資源の保護について」（以下「水産資源保護法」という。）（注 2）を改正するものである。主な改正点としては、水産資源保護法第 6 章「水産資源及びその生存環境の保護」に第 50.2 条が新設された。その内容は以下のとおりである。

第 50.2 条 産卵地へ戻る途上の遡河（さっか）魚の保護に関する要求

産卵地へ戻る途上の遡河魚を保護するため、ロシア連邦の内水、領海及び排他的経済水域で実施される遡河魚の商業目的の漁獲、科学的調査研究及び観測を目的とする漁獲並びに近海漁業において、流し網（曳航網）を使用することを禁止する。

これに合わせて、水産資源保護法第 57 条「2008 年 12 月 31 日以前に漁業を行っていた者に対する水産資源の捕獲に関する権利の発生について」の一部も改正された。

従来の水産資源保護法第 57 条では、新たに漁業規制が課せられた場合であっても、2008 年 12 月 31 日まで当該の漁業に従事していた場合は、特別に法律の定めがない限り操業を継続できると定められていた。第 57 条第 4 項では、ロシアの排他的経済水域内で科学研究機関に対する漁獲量割当を行う場合には遡河魚を含めてオークション形式で割当を決定することができる」とされていたが、流し網漁禁止法により、「遡河魚を含めて」の文言が削除された。これにより、2008 年以前から漁業に従事していた者の科学研究目的であっても、流し網漁は全面的に禁じられたことになる。

以上の規定は、2016 年 1 月 1 日から施行される。

2 法律の背景

流し網漁の禁止については、2000 年代前半からカムチャツカ半島の漁業者を中心に提案されてきた。当時のカムチャツカ地方議会に所属していたネフゾロフ議員（当時。現在は上院に相当する連邦院議員）は、流し網漁禁止運動の中心人物として知られ、後にマトヴィエンコ上院議長も同運動の有力支持者となった。

ネフゾロフ議員らの主張によれば、排他的経済水域で外国漁船がサケやマスを捕獲する

ことでカムチャツカ半島の河川に遡上してくる数が減り、地方経済にとって損失となっている。ロシア会計検査院によれば、その損失額は年間 100 億ルーブル（約 220 億円）に上ると試算している（注 3）。

同じく流し網漁禁止運動を支持してきた上院農業食料政策及び自然利用委員会のガルブノフ委員長は、流し網漁が大量の魚類やその他の水産資源を無差別に捕獲するものであり、水産資源の持続性を阻害する点を強調している。また、法案提出後、下院天然資源・自然利用・環境委員会が採択した決議では、商品価値のあるサケ・マスを一トン捕獲する際にはより商品価値の低い魚類が 5 トン捕獲されており、それらは利用価値が低いためにそのまま破棄されていると指摘されている。

こうした背景の下で、2014 年 12 月、前述のネフゾロフ及びガルブノフ両上院議員らが中心となって、サケ・マス流し網漁の禁止を盛り込んだ法案が国家院（下院）に提出された。このほかには、サハリン州選出のベルホフスキー上院議員（サハリン本島及び北方領土で水産事業を行う「ギドロストロイ」社社長）などが法案提出者として登録されている。

下院における審議過程では、流し網漁の禁止をどこまで徹底するかが焦点となった。当初、下院第一読会に提出された法案では、流し網漁の禁止は商業目的の漁獲及び近海漁業のみに限られ、科学研究及び観測が目的の場合は例外とされていた。しかし、第二読会では、天然資源・自然利用・環境委員会のカーシン委員長らの提案により、科学研究及び観測の目的であっても流し網漁の禁止対象とされ、最終的にプーチン大統領が承認した法律にも反映されている。

3 法律の施行後、予想される影響

前述のネフゾロフ上院議員らは、流し網漁禁止法によってカムチャツカ半島へ遡上してくるサケ・マスの数が現在の数倍に増えるとの期待を表明している。一方、流し網漁が全面禁止されたことにより、1985 年の日ソ漁業協力協定に基づいて実施されてきた日本漁船による流し網漁は、2016 年 1 月 1 日以降は実施できないことになる。

前述の下院天然資源・自然利用・環境委員会決議は、流し網漁禁止法の施行を 1 月 1 日とした理由として、同協定の破棄に必要な行政手続上の時間を確保する必要性を挙げている。一方、法案審議過程でプリホジコ副首相兼首相府長官が下院に提出した書簡は、流し網漁禁止法は日ソ漁業協力協定破棄の前提条件となるものではないと明記しており、立場に食い違いが見られる。2015 年 7 月の時点では、ロシア政府は日ソ漁業協力協定を破棄する意向は示していない。

注（インターネット情報は 2015 年 7 月 17 日現在である。）

- (1) Федеральный закон от 29.06.2015 N 208-ФЗ. О внесении изменений в Федеральный закон «О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов». <<http://kremlin.ru/acts/bank/39865>>
- (2) Федеральный закон от 20.12.2004 N 166-ФЗ. О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов. <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_178907/>
- (3) “Владимир Путин подписал закон о запрете в России дрифтерного лова,” VL.ru. («Уражмир・プーチンはロシアにおける流し網漁を禁止する法律に署名した」『VL.ru』) 2015.7.6. <<http://www.newsvl.ru/society/2015/07/06/136761/>>